

原子力災害対策特別措置法による 飲食物の出荷制限等の概要

平成23年6月27日
原子力災害対策本部事務局 付
大谷 壮史

食品の出荷制限・摂取制限に係る初動の概要

● 飲食物の摂取制限等に係る初動の概要は以下のとおり。

3月11日

- ・宮城県沖地震の発生に伴う津波の襲来により、東京電力福島第一原子力発電所の全給水機能が喪失。
- ・原子力緊急事態宣言が発出され、内閣府に原子力災害対策本部が設置。



3月12日～

- ・1号機から3号機までで相次ぎイベントを実施したこと及び水素爆発が発生したことにより、放射性物質が大気中に放散。



3月17日

- ・厚生労働省より都道府県知事等に対し、①原子力安全委員会により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品中の放射性物質に関する暫定規制値とすること、②暫定規制値を上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に該当するものとして食用に供されることのないよう対応すること、につき通知。



3月19日～

- ・厚生労働省より暫定規制値を上回る食品の検出を公表。



3月21日

- ・原子力災害対策本部において、原災法に基づく出荷制限の指示の発出を検討。
- ・福島県、茨城県、栃木県、群馬県知事に対し、ホウレンソウ、カキナ、原乳の出荷を当面停止するよう指示。

原子力災害対策特別措置法による措置の概要

●原子力災害対策特別措置法(以下原災法)に基づく緊急事態応急対策は、以下のように規定。

原子力緊急事態の発生 (第15条第1項第2号)

経済産業大臣から内閣総理大臣への報告(同号)

内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出(第15条第2項)

- ・原子力災害対策本部の設置(第16条第1項)
- ・緊急事態応急対策実施区域の設定(第15条第2項第1号)

原子力災害対策本部による緊急事態応急対策の調整(第18条各号)

- ・緊急事態応急対策の実施のための指示(第20条第3項)

緊急事態応急対策(第26条第1項各号)の例

飲食物の摂取制限等に係る措置

- ・食品の出荷制限
- ・食品の摂取制限
- ・稲の作付制限

住民の避難等に係る措置

- ・避難指示
- ・屋内退避指示
- ・退去指示
- ・計画的避難指示
- ・緊急時避難準備指示

(必要に応じ)技術的助言(第20条第6項)

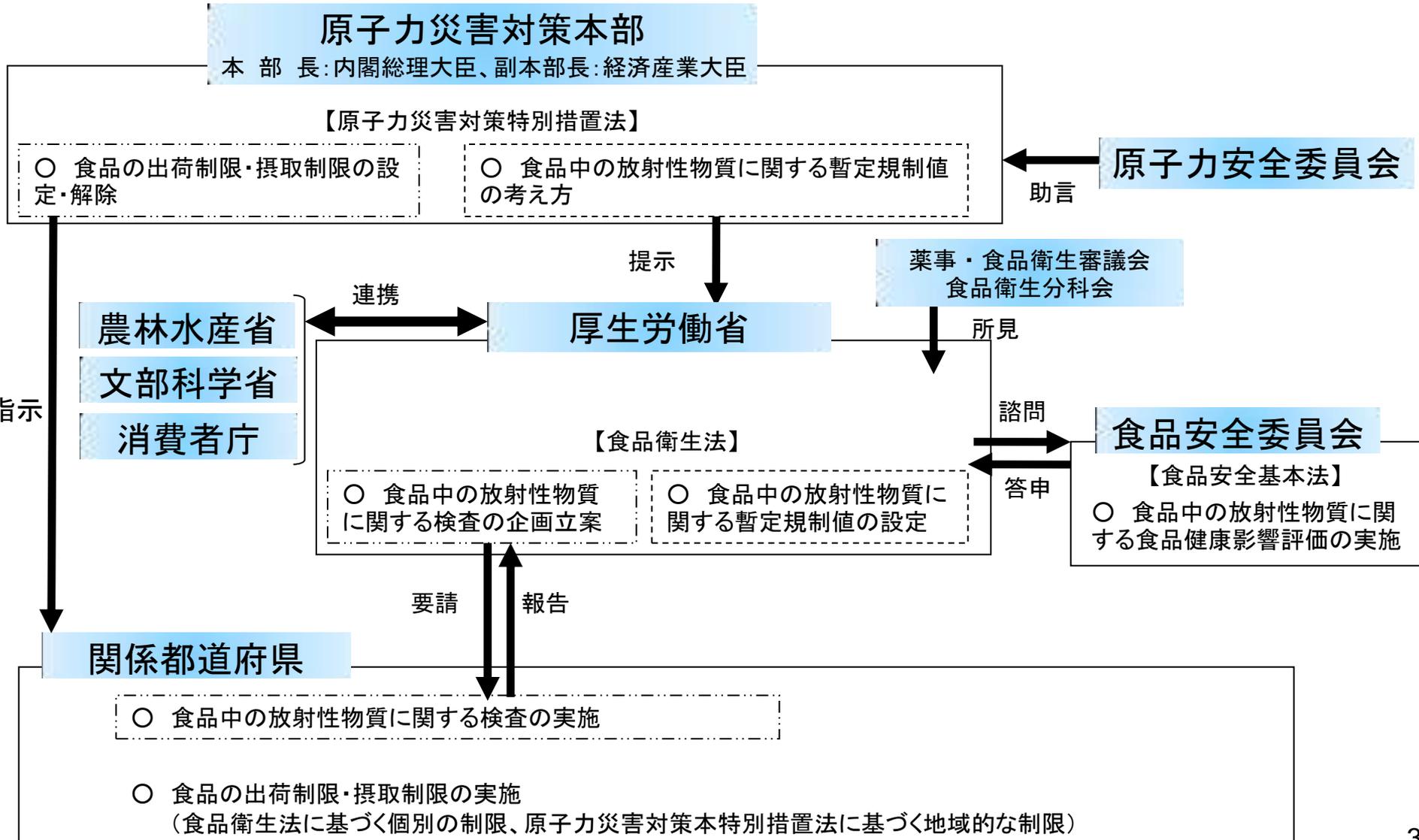
原子力安全委員会

- ・緊急事態応急対策実施区域の拡大(変更)(第20条第5項)

意見(第20条第5項)

食品中の放射性物質をめぐる対応のスキーム

- 原災法に基づく食品の出荷制限(含む摂取制限、以下同じ)の指示は、原子力災害対策本部において検討。
- 食品の安全に関する本部事務局の体制は、厚労省、農水省、経産省、消費者庁等により構成。



食品の出荷制限・摂取制限に係る考え方（1）

- 原災法上の出荷制限の指示にあたっては、食品衛生法上の暫定規制値が基準。
- 食品衛生法上の暫定規制値は、原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」を採用。
- 当該指標は、ICRPで勧告された線量レベルを基準とし、例えば放射性セシウムについては、暫定規制値の食品を1年間摂取し続けた場合に、実効線量で5mSv／年となるよう策定。

放射性物質	食品	暫定規制値 (Bq/kg)
放射性ヨウ素 (I-131)	飲料水、牛乳・乳製品 ^{注)}	300
	野菜類(根菜、芋類を除く) 魚介類	2000
放射性セシウム (Cs-134, Cs-137の合計)	飲料水、牛乳・乳製品	200
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・ その他	500

注)100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導。

食品の出荷制限・摂取制限に係る考え方（2）

- 暫定規制値を超える食品が地域的広がりをもちて検出された場合は、原子力災害対策本部長より関係都道府県知事に対し、当該品目について出荷制限を行うよう指示。
- 出荷制限の解除にあたっては、安定的に暫定規制値を下回ることが要件。

出荷制限の指示の検討

- ・関係都道府県は、厚生労働省に提出した検査計画に基づき、食品に含まれる放射性物質を検査。
- ・検査にあたっては、当該品目の生産実態や産地表示の状況を踏まえ、地域的広がりの有無を把握。
- ・地域的広がりのある区域で暫定規制値を超える食品が検出された場合は、出荷制限の指示。
- ・地域的広がりが明らかでない場合は、周辺地域を検査。

出荷制限の指示

- ・原災法に基づき、当該品目について出荷制限を行うよう、関係都道府県知事に指示。
- ・県域単位で行うことが原則だが、県等による管理が可能な場合は、県の一部区域を対象とすることも可能。
- ・上記の場合、県は、出荷制限の指示と同時に、出荷制限に係る管理の考え方を厚生労働省に提出。

出荷制限の解除の検討

- ・出荷制限の解除は、都道府県から原子力災害対策本部へ提出された申請に基づき検討。
 - ・県全体のほか、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で解除することが可能。
- 例：野菜の場合
- ・解除したい区域ごとに複数地点を選定し、サンプルを採取。
 - ・サンプルの採取は、地点すべてにおいておおむね一週間ごとに行い、すべての地点・サンプルで暫定規制値を下回った場合に出荷制限を解除。
 - ・指標作物を選定し、品目群として解除することも可能。

本頁は4月4日の考え方に基づく記載であり、6月27日に改定されている。

出荷制限の解除

- ・当該区域の解除後の検査計画を同時に公表。
- ・毎週検査を実施。

食品の出荷制限・摂取制限の状況（1）

●福島県における飲食物の出荷制限・摂取制限の実施状況は下記のとおり。

6月27日AM現在のもの

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
原乳		3/21～：(3市14町9村 ^{※1})	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～：(2市7町3村 ^{※2}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～：(2市7町3村 ^{※2})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原木しいたけ (露地)	4/13～：(4市7町3村 ^{※3}) 4/18～：(福島市) 4/25～：(本宮市)	4/13～：(飯舘村)
	たけのこ	5/9～：(2市1町 ^{※4}) 5/13～：(2市2町1村 ^{※5})	—
	くさそてつ(こごみ)	5/9～：(福島市、桑折町)	—
ウメ	6/2～：(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～：(相馬市、南相馬市)	—	
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～：(全域)	4/20～：(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～：(秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～：(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～：(真野川(支流を含む。))	—

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、檜葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯舘村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 伊達市、相馬市、三春町

※5 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

食品の出荷制限・摂取制限の状況（2）

●福島県以外の県における飲食物の出荷制限・摂取制限の実施状況は下記のとおり。

		茨城県 出荷制限
その他	茶	6/2～：全域
		栃木県 出荷制限
その他	茶	6/2～：鹿沼市、大田原市
		千葉県 出荷制限
その他	茶	6/2～：野田市、成田市、八街市、富里市、山武市、大網白里町
		神奈川県 出荷制限
その他	茶	6/2～：南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村 6/23～：相模原市、松田町、山北町

6月27日AM現在のもの